

西目屋村農業委員会総会会議録

1：日 時 令和3年2月10日（水） 午後3時00分

2：場 所 西目屋村役場 第1会議室

3：出席委員

「農業委員」（出席7名、欠席なし）

会長	7番	西澤	義和
会長職務代理者	5番	齊藤	晃
委員	1番	石田	武広
	2番	木立	恭子
	3番	三上	都秋
	4番	熊谷	貞徳
	6番	西川	明夫

「推進委員」（出席2名、欠席1名）

1番	澤田	登（欠席）
2番	桑田	嵩士
3番	佐藤	照明

4：農業委員会事務局職員

事務局長 竹内 賢一郎 主事 三浦 聖貴

5：本会議の付議案件

報告第1号 農地の賃貸借合意解約通知書の受理について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

議案第2号 贈与税の納税猶予に関する証明（農業経営）について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

6：会議の記録

次のとおり

	<p>【開会 15時15分】</p>
議長	<p>西目屋村農業員会会議規則第8条に基づき会長西澤義和が議長となる。</p> <p>これより、令和3年2月の西目屋村農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日は、委員全員の出席、推進委員は1名欠席となっておりますが、会議は成立いたします。</p> <p>議事に入る前に、会議規則第13条により、本日の議事録署名委員の選任をしたいと思います。差支えなければ、私から指名してもよろしいでしょうか。</p>
一同	<p>「異議なし」の声あり</p>
議長	<p>ご異議ないということですので、私から議事録署名者を指名いたします。議事録署名者には、</p> <p>5番 齋藤 晃 委員 6番 西川 明夫 委員の2名を指名いたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p>
事務局	<p>報告第1号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p> <p>報告第1号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したことをここに報告する。令和3年2月10日提出、西目屋村農業委員会会長。</p> <p>詳細、解約日等については協議会で説明しておりますので省略します。以上です。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問はございませんか。</p>
一同	<p>「なし」の声あり</p>
議長	<p>ないようですので、原案どおりとします。</p> <p>続きまして、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を議題とします。</p>

議長	事務局より説明を求めます。
事務局	<p>報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」、農地法第3条の3第1項の規定により下記取得者から届出書を受理したので報告する。</p> <p>番号1、相続による所有権移転、田7筆 畑6筆。 番号2、相続による所有権移転、田1筆。 番号3、相続による所有権移転、田18筆 畑2筆。</p> <p>令和3年2月10日提出、西目屋村農業委員会会長。 詳細は、協議会で説明しておりますので省略します。以上です。</p>
議長	ただいまの報告について、質問ございませんか。
一同	「なし」の声あり
議長	ないようですので、原案どおりとします。
事務局	<p>次に、議案第2号「贈与税の納税猶予に関する証明（農業経営）」について議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p> <p>議案第2号「贈与税の納税猶予に関する証明について」贈与税の納税猶予の特例を受けている下記の受贈者に関し、租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地等に係る引き続き農業経営を行っている等の証明について、審議を求める。</p> <p>令和3年2月10日提出、西目屋村農業委員会会長。</p> <p>本件は下記受贈者の方が農業経営を引き続き行っていることの承認を求めるものでございます。</p> <p>受贈者の方は現在も農業経営を行っていることが確認できておりますので、承認相当と考えます。以上です。</p>
議長	ただいまの議案第2号に対する、ご質問ご意見はございませんか。
三上委員	はい議長
議長	三上 都秋委員。
三上委員	議案第2号については、現在と同様に耕作が継続されることもあり承認相当と考えます。以上です。

議長	ただいま、三上都秋委員より承認してよいとありましたが、ほかにご質問ご意見はありませんか。
一同	「なし」の声あり
議長	それでは、議案第2号を原案どおり承認することにご異議ありませんか。
一同	「異議なし」の声あり
議長	異議ないものと認め、議案第2号を原案どおり承認いたします。
一同	次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。
議長	議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。 令和3年2月10日提出。西目屋村農業委員会会長。 本日は、2件ありますので総括してご審議をお願いします。
事務局	受付番号1番です。登記簿が田、現況地目が田の ■■■■㎡の ■■筆で、双方合意による所有権移転でございます。 詳細は、協議会で説明しておりますので省略します。 農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。 以上です。 続きまして、議案第3号受付番号2です。 対象農地は■■■地区■■■筆、■■■地区■■■筆の合計■■■筆です。田面積合計が■■■㎡、畑面積合計が■■■㎡、合計■■■㎡で、双方合意による所有権移転でございます。 詳細は、協議会で説明しておりますので省略します。 農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。 以上です。
議長	ただいまの、議案第3号受付番号2に対する、ご質問ご意見はありませんか。
熊谷委員	はい議長。
議長	熊谷貞徳委員。

熊谷委員	議案第3号については、現在と同様に耕作が継続されることもあり許可相当と考えます。以上です。
議長	ただいま、熊谷貞徳委員より承認してよいとありましたが、ほかにご質問ご意見はありませんか。
一同	「なし」の声あり
議長	それでは、議案第3号受付番号1、2を原案どおり承認することにご異議ありませんか。
一同	「異議なし」の声あり
議長	異議ないものと認め、議案第3号受付番号1、2を原案どおり承認、許可することに決定します。 以上で、本日提出された案件の審議は終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。 これをもって総会を閉会します。ご苦労様でした。 【閉会16時00分】